

色々の事を実験して見せて下さつたのですが、其の生徒が一寸間違へますと、生徒の手を取つて、喉の所に手を取つて、喉に手を當てゝ聞かせなさい。さういふ時の態度を見まして、實に温情の籠つた親切な教授の仕方であると、私はしみじみ其時に感じたのです。あゝいふ風に不具の生徒を導くには本當に親切と努力と熱を以てやらなければならぬものであるんだと思ひました。又此の學校ばかりでなく、東京の盲啞學校、或は吃音矯正、さういふ様な事で澤山の人を御救ひになつて居るといふ様な事を考へます時に、本當に先生は大教育家であつたといふことを思ひ、吾々の母校が其の先生の御仕事の一つであつて、吾々は其の恩恵に浴して今日あることを得たのであるといふ事を感じまして、何處までも先生を思ふと共に、此の母校の發展を祈りたいと思つて居るのであります。詳しい御話をしたいと思ひましたけれども、時間がありませんから是で失禮させて頂きたいと思ひます。

『教育音楽』第十八卷一號、昭和十五年一月

山勢松韻(やませしやういん) 旧名慶賀一、東京府平民

履歷(要約)

弘化二年(一八四五)七月二十八日東京市下谷區仲徒町三丁目三拾貳番地に於て生。

嘉永四年(一八五一)六月五日故山勢檢校慶風一に就き拾七年間箏曲修業。

万延元年(一八六〇)四月十三日山清勾當慶賀一と稱し箏曲指南を始め。

明治元年(一八六八)二月十三日先師山勢檢校死去に付同家を相續し松韻と改名す。

同十三年(一八八〇)六月七日音樂取調として出勤に付為手當一ヶ月金拾五圓。俗曲改良を担当。

同十四年(一八八一)五月十八日音樂取調掛御用掛申し付けられ、取扱判任に準し月俸金貳拾圓。

同十五年(一八八二)九月十三日自今月俸金廿五圓。

同十七年(一八八四)二月五日職務勉勵候に付為手當金貳拾五圓を受く。

同十八年(一八八五)三月三日自今月俸金三拾圓。

同十九年(一八八六)一月二十一日依願御用掛差免。同日音樂取調掛雇申付月俸金廿五圓。二月十日訓育啞院兼務申し付けられる。

同二十年(一八八七)二月二十二日訓育啞院雇申付月俸金拾八圓。三月三十日東京府廳より工藝品共進會審査員を依嘱される。

同二十二年(一八八九)一月二十四日明治二十一年十月中大須賀万和外四名と申合せ養育院へ施入の目的を以て井生村棲に於て琴曲合奏會を催し

該収入金百七拾圓同院へ寄贈候段奇特に付為其賞木杯壹個下賜される。

二月二十二日箏曲集第貳編樂譜校正を嘱托される。三月二十九日箏曲集第貳編樂譜校正を嘱托され手當金拾貳圓を受く。

同二十三年(一八九〇)五月新築校舍開校式に自作の〈都の春〉披露する。

同二十四年(一八九一)四月十七日東京音樂學校教授に任ぜられる。同日叙奏任官六等。同日年俸金百貳拾圓下賜される。同日當校盲生彈琴教授を嘱托され一ヶ月手當金拾圓を贈られる。

同三十三年(一九〇〇)東京音樂學校退職。

同四十一年(一九〇八)九月九日没す。

作曲作品

〈朧月〉〈花の雲〉〈松島八景〉〈四季の友〉〈新年〉など。

山勢松韻の紹介文(『音樂雜誌』第三十二號、明治二十六年五月)

正八位山勢松韻君之履歷

君は幕臣吉田義方ぎがたけ氏の男にして弘化二年七月廿八日江都下谷仲徒なかおか士町ちまちに生る三歳にして明を失ひ姉某の手に養育せられ五歳の時自ら箏の調子を合せ人をして其敏捷に驚かしめたり君が性として常に遊戯を好み或は火の見臺に登りて凧を揚げ或は塀を渡る等毫も常人に

異なるなく十歳の時先代山勢檢校に就き箏曲を學ぶ漸く十三四歳頃よりして修業に餘念なく彈琴の絶ゆる時なし隣家の前田氏試みに氏の彈琴止むを待て喫煙せんと己れも共に其業を働きしに遂に止む時なかりしかば其勉學に負けて一吹せりと云ふ氏が幼時の勉勵此の如し後日大偉人となるも亦偶然にあらざるなり

氏獨り箏曲のみの研究に止まらず三絃の必要なるを感じ嘉永五年五月杵屋六四郎氏の門に入りて該樂を學ぶ氏已に其業の熟せるに及び箏曲指南に従事し名を山清まよ勾當けいご慶賀一と稱す實に萬延元年四月より明治元年先師の遺業を繼ぎ松韻と改む爾來箏曲の業に専任しつゝありしが明治十三年六月音樂取調掛員を命せられ同十九年訓盲啞院備を拜命し同廿年三月工藝品共進會審査員を依頼せらる同廿二年一月琴曲會を開き収益を養育院へ寄附せしにより木盃を下賜せられ同廿二年二月箏曲集第二編校正を囑托せらる同廿三年権少教正に補し廿四年四月東京音樂學校教授に任せられ奏任官六等に叙せらる同時に東京盲啞學校教授を囑托せらる同年十二月正八位に叙す

氏はかく公務に鞅掌わうしやうしありと雖も又一方には民間子弟に箏曲を教授し明治六年より廿六年に至るまで門下にありて薰陶を受け免許を得し者千有五十七名内箏曲指南に従事せる者五十四名與許を得し者貳百十五名ありとされば音樂界に恩澤ある實に少々にあらざるなり且つ氏常に弟子を誡めて曰く世間何樂を問はず其善惡よしあしを評論すべからず人各其特性あり能技あり知らざる處に妙を有し思はざる所に機變あるものなれば必ず謹で其眞意を味はざるべからずと實に弟子たるべきものゝ心得べき格言にして氏が人の師表となる亦自ら言外に存すと云はざるべからず

殊に氏の箏曲に於ける方針に就て實に記憶せざるべからざる事は古來本邦箏曲に改良を施すの一事にあり氏は時勢の已むべからざるを觀破せられ歌曲を西洋音符の組織に改め何人も必ず一目以て瞭然たらしむるに務めたり是れ琴曲家の一大勇舉にして本邦音樂の變遷を早からしむるの良策なり今や氏は此針路を取り孜孜として従事するを以て名聲は是と共に噴々たり

内田彌一（うちだ やいち） 東京府平民

履歷（要約）

天保十二年（一八四一）八月生れ。

明治二年（一八六九）八月二十二日大學南校少助教に任せられる。同四年

九月二十五日大學南校辭職。

同五年（一八七二）八月二十五日正院反譯局十等出仕用し付けられる。同

八年九月二十日正院反譯局辭職。

同十三年（一八八〇）六月七日音樂取調掛に取調員として出勤一ヶ月金十

五円。

同十四年（一八八一）五月十八日文部省御用掛に任せられ、取扱判任に準

し月俸金二十円。九月からは三十円となり、監事兼音樂取調掛申し付け

られる。『音樂指南』の譯業ならびに講義、唱歌の授業を受け持つ。さら

らに俗曲改良を担当。

同十九年（一八八六）三月三十一日音樂取調掛非職を申し付けられる。

明治二十四年（一八九一）十二月二十八日大逋信省より臣官房報告課勤務

を命じられる。月俸金二十円。

同二十六年（一八九三）十二月一日郵便為替貯金書記補月給金十五円交付

される。

同三十一年（一八九八）五月三日非職を命ぜられる。

同三十六年（一九〇三）八月三十一日東京音樂學校雇いとなり大正六年ま